

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1.9 事業の運営の基準（法第25条の8・法施行規則第36条）</p> <p>指定事業者は、<b>国土交通省令</b>で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、その基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。</li> <li>分岐工事等を施行する場合は、技能を有する者に従事・監督させること。</li> <li>分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施工すること。</li> <li>給水装置工事の施工技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</li> <li>構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、管等の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。</li> <li>指名した主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間保管すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>施主の氏名又は名称</li> <li>施行の場所</li> <li>施行完了年月日</li> <li>給水装置工事主任技術者の氏名</li> <li>しゅん工図</li> <li>給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</li> <li>法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果</li> </ol> </li> </ol> <p>1.10 指定事業者の指定</p> <p>1.10.1 指定の申請（法第25条の2）</p> <p>指定を受けようとする者は、<b>国土交通省令</b>で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>岩見沢市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名</li> <li>給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量</li> <li>その他<b>国土交通省令</b>で定める事項</li> </ol> <p>1.10.2 指定の基準（法第25条の3・法施行規則第20条）</p> <p>水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれも適合しているときは、指定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</li> <li><b>国土交通省令</b>で次に定める機械器具を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具</li> <li>やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具</li> <li>トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具</li> <li>水圧テストポンプ</li> </ol> </li> <li>次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li> <li>法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</li> <li>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</li> <li>法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</li> </ol> </li> </ol>	<p>1.9 事業の運営の基準（法第25条の8・法施行規則第36条）</p> <p>指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、その基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。</li> <li>分岐工事等を施行する場合は、技能を有する者に従事・監督させること。</li> <li>分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施工すること。</li> <li>給水装置工事の施工技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</li> <li>構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、管等の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しないこと。</li> <li>指名した主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間保管すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>施主の氏名又は名称</li> <li>施行の場所</li> <li>施行完了年月日</li> <li>給水装置工事主任技術者の氏名</li> <li>しゅん工図</li> <li>給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</li> <li>法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果</li> </ol> </li> </ol> <p>1.10 指定事業者の指定</p> <p>1.10.1 指定の申請（法第25条の2）</p> <p>指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>岩見沢市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名</li> <li>給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量</li> <li>その他厚生労働省令で定める事項</li> </ol> <p>1.10.2 指定の基準（法第25条の3・法施行規則第20条）</p> <p>水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれも適合しているときは、指定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</li> <li>厚生労働省令で次に定める機械器具を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具</li> <li>やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具</li> <li>トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具</li> <li>水圧テストポンプ</li> </ol> </li> <li>次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li> <li>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li> <li>法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</li> <li>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</li> <li>法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</li> </ol> </li> </ol>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1.10.3 変更の届出（法第25条の7・法施行規則第34条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他<b>国土交通省令</b>で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を水道事業者に届け出なければならない。  <b>国土交通省令</b>で定める事項は、次の各号に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>(2) 法人にあっては、役員の氏名</li> <li>(3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号</li> </ol> </div> <p>1.10.9 主任技術者（法第25条の4第3項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水装置工事に関する技術上の管理</li> <li>2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督</li> <li>3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認</li> <li>4. その他<b>国土交通省令</b>で定める職務</li> </ol> </div>	<p>1.10.3 変更の届出（法第25条の7・法施行規則第34条）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を水道事業者に届け出なければならない。  厚生労働省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>(2) 法人にあっては、役員の氏名</li> <li>(3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号</li> </ol> </div> <p>1.10.9 主任技術者（法第25条の4第3項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水装置工事に関する技術上の管理</li> <li>2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督</li> <li>3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認</li> <li>4. その他厚生労働省令で定める職務</li> </ol> </div>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂

現 行

(水)様式第5号(第6条関係) (下)様式第2号(第6条関係) (農)様式第2号(第6条関係)

**給水装置 工事申請書 兼 工事台帳**  
**排水設備**

岩見沢市長 松野 哲 様

給水装置 工事について、岩見沢市 水道事業給水 条例 第12条第1項 により申請します。  
排水設備 工事について、岩見沢市 下水道 条例 第9条第2項 により申請します。  
農業集落排水施設 条例 第7条第2項

区割番号 下水道 公示年度

申請者 住所 氏名 電話

配水系統 受付年月日 受付番号

水道番号 給水方法

設置使用場所 住所 種類 用途 **メーター着脱装置**

所有者 住所 口径 φ メーカー 器番

承諾 承諾 住所 氏名

承諾 住所 氏名

承諾 住所 氏名

上記申請者へ手続きを行わせることを承諾します。  
年 月 日 氏名(自署または記名押印)

メーター 前・m 左・m 取付 上 m 検定時 上 m 現況水圧 残留塩素  
取付位置 後・m 右・m 指針 下 m 指針 下 m Mpa mg/l

施工業者名 着手年月日 完成年月日 公共下水道

(給)主任技術者 ※技能者 水道検定

(排)責任技術者 下水道検定

※技能者とは、水道法施行規則第36条第2項に規定する技能を有する者をいう。

課長		係長		係	
設	業務課				
計					
審	水道課長	下水道課長			
査					

申請時	検定後	水道技術者	申請者	建築確認	施工業者
未納調査	受益者負担	加入金	審査検査	システム入力	

資金種別	自己資金	便器数	大	基	小	基	戸数	戸	人口	人
家屋種別		公設樹の有無	有	・	無	公設樹の種類	塩ビ	・	コンクリ	(取替依頼)
工 種		処理区分								

年月日	利害事項	利 害 関 係 人
承諾	住所	氏名
承諾	住所	氏名
承諾	住所	氏名

工 事 費 内 訳						
給水装置工事		排水設備工事		備考		
工種	単位	金額	工種	単位	金額	
分岐工			排水設備工			大工事～床のみ全面
メータ取付工			水洗便所改造工			床壁(壁高 m)
屋外・屋内取付工			浄化槽廃止工			電気工事～有・無
屋内鋼管取付工			付帯工			砂利厚～ cm
給・排取付工						その他～
小 計			小 計			
諸 経 費			諸 経 費			
そ の 他						
計			計			
加 入 金			産廃手数料			
設計審査手数料			設計審査手数料			計×1%
法人工務手数料			法人工務手数料			計×2.5%
合 計			合 計			
消費税額			消費税額			計×消費税率
総 計			総 計			

※工事場所は赤字とし、配水管の管種・口径を記入すること。

(水)様式第5号(第6条関係) (下)様式第2号(第6条関係) (農)様式第2号(第6条関係)

**給水装置 工事申請書 兼 工事台帳**  
**排水設備**

岩見沢市長 松野 哲 様

給水装置 工事について、岩見沢市 水道事業給水 条例 第12条第1項 により申請します。  
排水設備 工事について、岩見沢市 下水道 条例 第9条第2項 により申請します。  
農業集落排水施設 条例 第7条第2項

区割番号 下水道 公示年度

申請者 住所 氏名 電話

配水系統 受付年月日 受付番号

水道番号 給水方法

設置使用場所 住所 種類 用途 **メーター着脱装置**

所有者 住所 口径 φ メーカー 器番

承諾 承諾 住所 氏名

承諾 住所 氏名

承諾 住所 氏名

上記申請者へ手続きを行わせることを承諾します。  
年 月 日 氏名(自署または記名押印)

メーター 前・m 左・m 取付 上 m 検定時 上 m 現況水圧 残留塩素  
取付位置 後・m 右・m 指針 下 m 指針 下 m Mpa mg/l

施工業者名 着手年月日 完成年月日 公共下水道

(給)主任技術者 ※技能者 水道検定

(排)責任技術者 下水道検定

※技能者とは、水道法施行規則第36条第2項に規定する技能を有する者をいう。

課長		係長		係	
設	業務課				
計					
審	水道課長	下水道課長			
査					

申請時	検定後	水道技術者	申請者	建築確認	施工業者
未納調査	受益者負担	加入金	審査検査	システム入力	

資金種別	自己資金	便器数	大	基	小	基	戸数	戸	人口	人
家屋種別		公設樹の有無	有	・	無	公設樹の種類	塩ビ	・	コンクリ	(取替依頼)
工 種		処理区分								

年月日	利害事項	利 害 関 係 人
承諾	住所	氏名
承諾	住所	氏名
承諾	住所	氏名

工 事 費 内 訳						
給水装置工事		排水設備工事		備考		
工種	単位	金額	工種	単位	金額	
分岐工			排水設備工			大工事～床のみ全面
メータ取付工			水洗便所改造工			床壁(壁高 m)
屋外・屋内取付工			浄化槽廃止工			電気工事～有・無
屋内鋼管取付工			付帯工			砂利厚～ cm
給・排取付工						その他～
小 計			小 計			
諸 経 費			諸 経 費			
そ の 他						
計			計			
加 入 金			産廃手数料			
設計審査手数料			設計審査手数料			計×1%
法人工務手数料			法人工務手数料			計×2.5%
合 計			合 計			
消費税額			消費税額			計×消費税率
総 計			総 計			

※工事場所は赤字とし、配水管の管種・口径を記入すること。

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1.16 設計変更等の届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>申請した給水装置工事申請書を変更する場合は、再審査を受けること。また、申込みを取りやめする場合も、すみやかに市長に届け出ること。</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1. 指定事業者は、次の設計変更を行う場合は、変更箇所を明示した「給水装置工事申請書」を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) メーター口径が変更になる場合。</li> <li>(2) 分岐及び給水管口径が変更になる場合。</li> <li>(3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。</li> <li>(4) 建築物等が変更になった場合。</li> <li style="color: red;">(5) 給水管の経路が著しく変更になった場合。</li> <li>(6) その他、管理者が必要とすると判断した場合。</li> </ul>	<p>1.16 設計変更等の届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>申請した給水装置工事申請書を変更する場合は、再審査を受けること。また、申込みを取りやめする場合も、すみやかに市長に届け出ること。</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1. 指定事業者は、次の設計変更を行う場合は、変更箇所を明示した「給水装置工事申請書」を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) メーター口径が変更になる場合。</li> <li>(2) 分岐及び給水管口径が変更になる場合。</li> <li>(3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。</li> <li>(4) 建築物等が変更になった場合。</li> <li>(5) その他、管理者が必要とすると判断した場合。</li> </ul>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>2.8 止水栓の設置</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">止水栓の取付位置は、屋外であってわかりやすく、車両、土砂等により損傷または埋設されることがなく、維持管理に容易なる位置を選定しなければならない。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 止水栓は、「境界線から1m以内にやむを得なくメーター筐を設置できない場合」に設置するものである。</li> <li>2. 単独引込みの場合は、<b>分水栓から真っ直ぐの位置にメーターが設置してあり、道路境界から10m以内にメーターが設置できる場合は、止水栓を省略できる。</b></li> <li>3. 連用引込（同一給水管から2戸以上に引込む装置の場合）は、宅地内の屋外で各戸の分岐点とメーター器の間に取付けること。<b>また、親止水栓を設置すること。</b></li> <li>4. メーター直前には、止水栓（伸縮フクロナット付）（バルブ、仕切弁も含む）を取付けることとし、この場合の止水栓の口径は、原則として引込み管口径と同口径とする。なお、ハンドルは腐食・欠損の少ないC A C 4 0 6 製丸ハンドルを使用すること。（メーター着脱装置の場合は除く）</li> <li>5. 単独工事で当該給水装置から将来分岐が予想される場合や給水装置の維持管理上必要と認める場合には止水栓等を設置すること。</li> <li>6. <b>φ40mm以上の給水管を道路に縦断で設置する場合は、割T字の直近に仕切弁又は、止水栓を設置すること。</b></li> </ol>	<p>2.8 止水栓の設置</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">止水栓の取付位置は、屋外であってわかりやすく、車両、土砂等により損傷または埋設されることがなく、維持管理に容易なる位置を選定しなければならない。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 止水栓は、「境界線から1m以内にやむを得なくメーター筐を設置できない場合」に設置するものである。</li> <li>2. 単独引込みの場合は、原則として境界線（公道と宅地との界）の宅地内1m以内に取付けること。これによりがたい場合は協議とする。どのような場合でも止水栓を省略することはできない。</li> <li>3. 連用引込（同一給水管から2戸以上に引込む装置の場合）は、宅地内の屋外で各戸の分岐点とメーター器の間に取付けること。</li> <li>4. メーター直前には、止水栓（伸縮フクロナット付）（バルブ、仕切弁も含む）を取付けることとし、この場合の止水栓の口径は、原則として引込み管口径と同口径とする。なお、ハンドルは腐食・欠損の少ないC A C 4 0 6 製丸ハンドルを使用すること。（メーター着脱装置の場合は除く）</li> <li>5. 単独工事で当該給水装置から将来分岐が予想される場合や給水装置の維持管理上必要と認める場合には止水栓等を設置すること。</li> </ol>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>2.9 メーター</p> <p>メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法 27 条 2 項、計量法施行令第 18 条及び特定計量器検定検査規則第 25 条の定めにより、検査証印を付した月の翌月 1 日から起算して 8 年と定められている。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置には 1 世帯または 1 箇所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。</li> <li>メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。</li> <li>受信機の設置位置は、敷地内で検針・点検が容易で、冬期間に除雪される箇所（玄関等）であり、メーター筐の設置位置は、原則として分水栓から真直ぐかつ公私境界線から 1 m 以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界から 1 m 以内にメーター筐を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載する。） また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。 (1) 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 (2) 車輛が直接メーター筐及び止水栓に乗らない位置とする。 (3) 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 (4) 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 メーターは、検針と外傷保護のためにメーター筐内に設置し、口径φ13～φ25 mmまでは、メーター着脱装置により逆流を防止し、口径φ40 mm以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。</li> <li>メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 ※ メーターに空気が入ると器差が変化するおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。</li> <li>受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を 1 m 以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。</li> <li>短期間の給水装置（工所用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 (1) 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 (2) 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 (3) 臨時メーターの使用期限は、1 年以内とする。 (4) 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算をすること。 (5) 積雪のない時期（4 月～11 月）に新設撤去する場合は、水抜栓を省略することができる。</li> <li>メーターは検満作業が容易になるメーター着脱装置を使用すること。</li> <li>アパート・マンション等の場合、大型・中型メーター筐を使用し、検満作業が容易であればメーター着脱装置を使用しなくてもよい。</li> </ol>	<p>2.9 メーター</p> <p>メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法 27 条 2 項、計量法施行令第 18 条及び特定計量器検定検査規則第 25 条の定めにより、検査証印を付した月の翌月 1 日から起算して 8 年と定められている。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水装置には 1 世帯または 1 箇所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。</li> <li>メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。</li> <li>受信機の設置位置は、敷地内で検針・点検が容易で、冬期間に除雪される箇所（玄関等）であり、メーター筐の設置位置は、原則として公私境界線から 1 m 以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界から 1 m 以内にメーター筐を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載する。） また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。 (1) 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 (2) 車輛が直接メーター筐及び止水栓に乗らない位置とする。 (3) 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 (4) 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 メーターは、検針と外傷保護のためにメーター筐内に設置し、口径φ13～φ25 mmまでは、メーター着脱装置により逆流を防止し、口径φ40 mm以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。</li> <li>メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 ※ メーターに空気が入ると器差が変化するおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。</li> <li>受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を 1 m 以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。</li> <li>短期間の給水装置（工所用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 (1) 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 (2) 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 (3) 臨時メーターの使用期限は、1 年以内とする。 (4) 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算をすること。 (5) 積雪のない時期（4 月～11 月）に新設撤去する場合は、水抜栓を省略することができる。</li> <li>メーターは検満作業が容易になるメーター着脱装置を使用すること。</li> <li>アパート・マンション等の場合、大型・中型メーター筐を使用し、検満作業が容易であればメーター着脱装置を使用しなくてもよい。</li> </ol>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改訂	現行
<p>2.15 消火栓</p> <hr/> <p>1. 消火栓の設置は、関係法令に基づく他、岩見沢地区消防事務組合との協議に基づきその位置と設置数を定めるものとする。</p> <p>2. 屋外消火栓の設置する場合の配水管の管径はφ100 mm以上φ350 mmまでの範囲とする。</p> <p>3. 配水管から消火栓への分岐方法は割T字管または鑄鉄異形管、水道配水用ポリエチレン異形管を使用し、給水管は鑄鉄管又は水道配水用ポリエチレン管とする。</p>	<p>2.15 消火栓</p> <hr/> <p>1. 消火栓の設置は、関係法令に基づく他、岩見沢地区消防事務組合との協議に基づきその位置と設置数を定めるものとする。</p> <p>2. 屋外消火栓の設置する場合の配水管の管径はφ100 mm以上φ350 mmまでの範囲とする。</p> <p>3. 配水管から消火栓への分岐方法は割T字管または鑄鉄異形管を使用し、給水管は鑄鉄管又は水道配水用ポリエチレン管とする。</p>

R6 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>3.12 メーターの撤去及び分水閉止</p> <p>1. 現在使用されているメーターは、市からの貸与品であり撤去されたメーターについては、速やかに返納しなければならない。</p> <p>2. メーター撤去後の不用になった給水管は、そのまま放置されると破損し漏水を起こす可能性があり、漏水した際には土地所有者の管理責任となることから、メーター撤去時には給水管の分水閉止も必ず行い、閉止箇所のオフセット及び写真、深さを図面で作成し提出すること。</p> <p>[解説]</p> <p>1. 需要者側からのメーター撤去依頼の処理方法については、窓口及び電話等を通じての申入れに際し、住所・氏名・撤去日時・撤去理由（特に詳細に）・撤去後（家屋解体後）の土地利用、分水閉止に伴う工事費用の発生等について聞き取り調査を行った後、給水装置工事申請書等関係書類を調べ、市からメーター撤去するよう指定事業者へ依頼することとする。</p> <p>なお、メーター撤去について需要者側から指定事業者へ直接依頼の申込みがなされた場合については、市と同様の対応をするか、不明の事柄については市水道部と打合せのうえ、施工するものとする。</p> <p>又その際当該メーターを再使用するか、撤去（不使用）するかにより、分水閉止に伴う工事費用の発生及び費用負担について、必ず需要者に説明・了知のうえ施工すること。</p> <p>2. 市水道部より撤去依頼を受けた指定事業者は、撤去作業終了後、メーター撤去通知票に必要事項を記載し、メーター並びに関係書類（請負、工事調書）を遅滞なく市水道部に提出すること。特に「分水閉止をしない理由」については、詳しく記入し、所有者に必ず押印してもらうこと。</p> <p>3. 検満メーターの撤去については、一括指定場所に集積し、後日に市と契約した業者で廃棄するので市水道部の指示に従うこと。</p> <p>4. 分水閉止できない場合は次のとおりである。</p> <p>(1) 給水管が共同管の場合（共同で引き込まれていて、まだ別に使用する場合）</p> <p>(2) 家屋の建替え（全面改築）で引き続き使用する場合（現在の基準に合致する給水管に限る） 新しく取り出す場合は「旧分水の閉止」が条件となること。</p> <p>(3) 売却後の土地所有者が引き続き確実に使用する場合（修理等の管理はその時点での所有者とする）</p> <p>(4) 道路管理者が道路の掘削を許可しない場合（舗装等を新設したばかり） この場合、現時点では官民境界で管を止め、道路管理者の許可が下り次第、分水閉止を行うこと。</p>	<p>3.12 メーターの撤去及び分水閉止</p> <p>1. 現在使用されているメーターは、市からの貸与品であり撤去されたメーターについては、速やかに返納しなければならない。</p> <p>2. メーター撤去後の不用になった給水管は、そのまま放置されると破損し漏水を起こす可能性があり、漏水した際には土地所有者の管理責任となることから、メーター撤去時には給水管の分水閉止も必ず行い、閉止箇所のオフセット及び深さを図面で作成し提出すること。</p> <p>[解説]</p> <p>1. 需要者側からのメーター撤去依頼の処理方法については、窓口及び電話等を通じての申入れに際し、住所・氏名・撤去日時・撤去理由（特に詳細に）・撤去後（家屋解体後）の土地利用、分水閉止に伴う工事費用の発生等について聞き取り調査を行った後、給水装置工事申請書等関係書類を調べ、市からメーター撤去するよう指定事業者へ依頼することとする。</p> <p>なお、メーター撤去について需要者側から指定事業者へ直接依頼の申込みがなされた場合については、市と同様の対応をするか、不明の事柄については市水道部と打合せのうえ、施工するものとする。</p> <p>又その際当該メーターを再使用するか、撤去（不使用）するかにより、分水閉止に伴う工事費用の発生及び費用負担について、必ず需要者に説明・了知のうえ施工すること。</p> <p>2. 市水道部より撤去依頼を受けた指定事業者は、撤去作業終了後、メーター撤去通知票に必要事項を記載し、メーター並びに関係書類（請負、工事調書）を遅滞なく市水道部に提出すること。特に「分水閉止をしない理由」については、詳しく記入し、所有者に必ず押印してもらうこと。</p> <p>3. 検満メーターの撤去については、一括指定場所に集積し、後日に市と契約した業者で廃棄するので市水道部の指示に従うこと。</p> <p>4. 分水閉止できない場合は次のとおりである。</p> <p>(1) 給水管が共同管の場合（共同で引き込まれていて、まだ別に使用する場合）</p> <p>(2) 家屋の建替え（全面改築）で引き続き使用する場合 新しく取り出す場合は「旧分水の閉止」が条件となること。</p> <p>(3) 売却後の土地所有者が引き続き確実に使用する場合（修理等の管理はその時点での所有者とする）</p> <p>(4) 道路管理者が道路の掘削を許可しない場合（舗装等を新設したばかり） この場合、現時点では官民境界で管を止め、道路管理者の許可が下り次第、分水閉止を行うこと。</p>